

(あて先) 公益財団法人新潟市芸術文化振興財団理事長

平成30年度文化芸術基盤整備促進支援事業 交付申請書

申請者 (団体の場合、 団体名、代表者 名を記入)	住所 〒 - 氏名 (団体名・代表者名) 印
連絡先 (申請者と同じ 場合は TEL・ FAXのみ記入)	住所 〒 - 氏名 TEL FAX
設立年月等 (団体の場合)	設立年月 昭和・平成 年 月 会員数 人 設立目的
主な活動実績	(Blank space for main activities)

取り組み名 称	(Blank space for activity name)
助成申請額	金 円 (事業総額 円)
取り組みの 背景 (現状の課題、 社会環境の変化 等)	(Blank space for background)
取り組みの 目的 (めざす方向)	(Blank space for purpose)

<p>取り組み内容</p>	
<p>今回取り組みの成果・効果（中長期的な成果・効果）</p>	

<p>他からの支援（予定も含む）</p>	<p>有・無</p>	<p>支援団体 支援内容 支援額</p> <p style="text-align: right;">円</p>
----------------------	------------	--

<p>事務局記載欄 ※記入不要</p>	
-------------------------	--

添付書類

- (1) 事業収支予算書（別紙） (2) 団体の規約（定款等）、住所の記載してある名簿
(3) 納税証明書（市税の滞納処分を受けたことがない証明書。任意団体の場合は、代表者の証明書）
※次頁に「暴力団排除に関する誓約」があります。

暴力団排除に関する誓約

新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号。以下「条例」という。）に準じて、事務全般からの暴力団排除措置を講じています。申請にあたっては、次の事項を確認のうえ、□にレを記入してください。

- 自己又は自己の団体及びその役員等は、次のいずれにも該当しません。
- (1) 暴力団（条例第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（条例第2条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会がなされる場合があることに同意します。

【参考】

新潟市暴力団排除条例

（市の事務又は事業において講ずべき措置）

第6条 市は、公共工事の契約その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものを市が実施する入札に参加させないことその他の暴力団排除のために必要な措置を講ずるものとする。

平成 年 月 日

公益財団法人新潟市芸術文化振興財団 理事長 宛

〔法人、団体にあつては所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）

氏 名

㊟

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

収支予算書に使用する項目

収入

項目	内容
会費収入	会員からの会費納入
他団体等からの支援金	寄付金、協賛金、等
広告料	機関誌、パンフレット等に企業広告等を載せることによって得た収入
事業収入	製造・物販、各種サービス等の事業から得る収入
その他収入	上記以外の収入
財団助成金	当財団への助成金申請額

支出

項目	内容
人件費	事務局を含む団体の維持運営のための職員人件費、事務補助員賃金等
報償費	講演講師、必要な知識、情報を得るために開く委員会委員への必要な経費等
旅費	取り組みに係る必要な旅費（交通費、宿泊費、招聘旅費）
消耗品費	文具類、インク代、用紙代、燃料費等、事業に直接に必要な消耗品費等
印刷製本費	報告書、パンフレット等の印刷製本費
役員費	広告宣伝費、翻訳料、デザイン料、通信運搬費、原稿料等
委託料	調査費、プロモーション経費等
使用料および賃借料	事務局賃料、駐車場代、会場使用料、機械設備等の使用料、車両リース（レンタカー）、高速使用料等
雑費	振込手数料等
その他	その他の必要な経費

対象外経費

以下の経費については、取り組みを実施するための経費ではありませんので、予算書には記載しないで下さ

○食糧費

○取り組み終了後、記念として制作するもの 等

収支予算書

(単位 円)

収 入			事務局記載欄	
項 目	予 算 額	内 訳	※記入不要	
会費収入				
他団体等からの支援金				
広告料				
事業収入				
その他収入				
財団助成金		※申請額を記入してください	助成対象限度額	
計				

支 出			事務局記載欄	
項 目	予 算 額	内 訳	※記入不要	
人件費				
報償費				
旅費				
消耗品費		(単価3万円未満のもの)		
印刷製本費				
役務費				
委託料				
使用料および賃借料				
雑費				
その他				
計				

○太枠内に事業にかかるすべての経費を記載してください。項目の内容は別紙を参照してください。

○訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押印してください。

○内訳欄には、可能な限り、単価・数量まで記載してください。